

家庭児童相談室の運営分析(2)

～ 設置形態別、設置主体別特徴からの考察 ～

子ども家庭福祉研究部	山本真実
子ども家庭福祉研究部	柏女霊峰（淑徳大学）
嘱託研究者	尾木まり（進藤デザインオフィス）
研究企画・情報部	谷口和加子
愛知教育大学	新保幸男
嘱託研究員	林 茂男（青山学院大学）
客員研究員	網野武博（上智大学）

要約

本研究は、昨年度研究紀要で報告した家庭児童相談室の運営に関する実態調査を再集計し、家庭児童相談室の運営に関する特徴を整理しなおしたものである。設置形態の相違による特徴及び設置主体別の家庭児童相談室の特徴について実態調査と訪問調査の結果を通して明らかにし、家庭児童相談室の運営実態をより明らかにすることを目的とした。設置形態別による分析では、福祉事務所の中に設置されている場合と福祉事務所外に設置されている場合との比較から、両タイプの運営の特徴について考察した。その結果、福祉事務所内にあるものは福祉事務所の一機関としての活動が主になりやすく、福祉事務所外にあるものは相談員の専門性や周辺機関との連携等において特徴を出しやすいということがわかった。

二つ目は設置主体別（都道府県、指定都市、市町村別）に、昨年度の研究結果と事例を整理した。その結果、設置主体によって家庭児童相談室の運営について相違を示すいくつかの特徴が示された。

見出し語：家庭児童相談室 福祉事務所 設置主体別 運営分析

An analysis of Family and Children's Guidance Room Operations(2)

Mami YAMAMOTO, Reiho KASHIWAME, Mari OGI, Wakako TANIGUCHI,
Yukio SHINBO, Shigeo HAYASHI, Takehiro AMINO

This report is the second summary of the results of a national survey, carried out last year. The purpose of this report is to focus on features of Family and Children's Guidance Room operations.

There are two points to consider in this report. The first is the discrepancy between the framework within which the Family and Children's Guidance Rooms are run. There are two types i.e. Family Children's Guidance Rooms run as part of the Welfare Office and those outside this area. In the first case the operation of Family and Children's Guidance Rooms tend to be run as part of the Welfare Office. In the second case, Family and Children's Guidance Rooms are more likely to be run as special agencies, which means that each Family Counselor's experiences and skills are highlighted, making it easier to coordinate with other relevant agencies and institutions.

The second point to consider is a reanalysis of the data from last year's national survey and a report on the interview survey, taking into account the discrepancies between the level of each self-governing body, such as prefectures, designated cities and municipalities, and highlighting the special characteristics of each one.

KEY WORDS: Family and Children's Guidance Room, Welfare Office, Level of the self-governing body
Analysis of Office Operation

I. 研究目的

著者らは、日本子ども家庭総合研究所紀要第34集において、全国の家庭児童相談室の運営分析について実態調査を通じて分析・報告した。その結果、設置主体によって家庭児童相談室の運営実態に違いがみられ、特に都道府県設置の家庭児童相談室と市町村設置の家庭児童相談室では、その役割や構造に違いがあることが示唆された。また家庭児童相談室の運営実態の違いは、設置主体の違いに基づくだけでなく、設置場所によっても異なるのではないかということも示唆された。

本研究では、この仮説を検証するために、設置形態の相違による特徴及び設置主体別の家庭児童相談室の特徴について実態調査と訪問調査の結果を通して明らかにし、家庭児童相談室の運営実態をより明らかにすることを目的とした。

II. 研究方法

1. 平成9年度実施の「家庭児童相談室の運営に関する実態調査」のクロス分析

平成9年度に実施した「家庭児童相談室の運営に関する実態調査」調査票について、

- (1) 家庭児童相談室の設置形態の相違(福祉事務所内と福祉事務所外)に基づく再集計
- (2) 家庭児童相談室の設置主体の相違(都道府県、指定都市、市町村)に基づく再集計

を行った。なお、(1)の設置場所の相違については、調査票において福祉事務所外設置とされたもののうち、「面接の場所」が福祉事務所内とされていた家庭児童相談室を「福祉事務所内設置」とし、「面接の場所」が福祉事務所外とされたものから「喫茶店」など明らかに併設機関とは考えにくいものを除外した家庭児童相談室を「福祉事務所外設置」とした。また、(2)については、前年度研究においてクロス分析集計表をすでに提示しているので、今年度研究においては、それぞれの設置主体別の特徴を明確にすることを目的とした。

2. 訪問調査

平成9年度9月から12月にかけて、千葉県内の4か所の家庭児童相談室を訪問調査し、家庭児童相談室職員からヒアリング調査を行った。調査を行った家庭児童相談室の特性は以下のとおりである。

- (1) A家庭児童相談室：市設置、福祉事務所外設置
- (2) B家庭児童相談室：都道府県設置、福祉事務所内設置
- (3) C家庭児童相談室：政令指定都市設置、福祉事務所内設置
- (4) D家庭児童相談室：市設置、福祉事務所内設置

III. 研究結果

1. 設置形態別家庭児童相談室の特徴

(1) 実態調査の再集計結果から

クロス集計の結果、福祉事務所外設置の家庭児童相談室は、都道府県設置が3か所、指定都市設置が11か所、市町村設置が52か所と考えられた。したがって、本研究においては市町村設置の家庭児童相談室についてのみ比較を行うこととした。ちなみに、福祉事務所外設置の家庭児童相談室の設置場所と考えられる機関・施設の一覧は表1のとおりである。すなわち、市町村設置の家庭児童相談室492か所(不明の2か所を除く)のうち、福祉事務所内設置は440か所(89.4%)、福祉事務所外設置は52か所(10.6%)であった。以下、統計的に有意差のみられた項目(表2)を中心に、特徴的な相違について結果を報告する。

① 相談室長にあたる職員(表3)

相談室長にあたる職員は、福祉事務所内設置の場合も福祉事務所外設置の場合も「特にそういう人はいない」が多いことが指摘できるが、福祉事務所内設置は、「課長または係長が兼ねる」が32.7%で最も多かった。一方、福祉事務所外設置の場合、「家庭相談員があたる」の割合が19.2%で福祉事務所内にある相談室に比べ2倍以上高く、「特にそういう人はいない」場合にかわるのは家庭相談員であるという実態がうかがえた。

② 住民に対する周知活動(表4)

相談室の事業内容等についての住民への周知活動についてみると、特徴的なのは「表看板の設置」であった。福祉事務所内設置の場合には8.6%であるのに対して、福祉事務所外設置では25.0%が「表看板の設置」をおこなっており、その約4分の1が表看板を掲げているということがわかった。「特別相談の実施」も福祉事務所外設置が44.2%で福祉事務所内設置よりも約10ポイント近く高いという結果であった。これに対し

て、福祉事務所内設置では、「パンフレットの作成・配布」において、福祉事務所外設置よりも高い割合を示していた。これらの結果から全体的に福祉事務所外に設置されている相談室の方が、住民に対する周知活動を積極的に行っているとうかがうことができる。

③専用待合室・専用電話の有無(表5、表6)

専用待合室の有無では、福祉事務所内設置の家庭児童相談室は54.5%が「福祉事務所との兼用」であり、専用の待合室があるのは12.0%にすぎなかった。また、30%強は待合室がないという状態であった。一方、福祉事務所外設置の家庭児童相談室は44.2%が専用待合室を有していたが、53.8%は「なし」と回答していた。

専用電話の場合、福祉事務所外に設置されている家庭児童相談室の82.7%が専用電話を設けているのに対し、福祉事務所内設置の家庭児童相談室の場合は40.5%にしか専用電話がなかった。専用待合室に比べ、専用電話を有している割合は高いが、それでも約4割の家庭児童相談室は福祉事務所を経由して家庭児童相談室の相談を受けるという状況である。

④土曜日の開設(表7)

土曜日の開設についてみると、福祉事務所内設置の家庭児童相談室では98.2%が「していない」のに対し、福祉事務所外設置の場合は76.9%であり、福祉事務所外に設置されている相談室の約2割は土曜日も開設しているということが示された。

⑤業務時間(表8(1)(2)(3)、図1)

一日の業務時間の時間配分(当該業務に関わる時間1日に占める割合)をポイント計算²⁾によりみると、設置場所の違いによる特徴の一つは「電話相談」業務にあらわれた。福祉事務所内外ともに「相談・面接」の割合が一日の業務の中で最も多く占めていた。しかし、「電話相談」をみると福祉事務所内設置の場合は104.09ポイントで、3番目に位置するのに対し、福祉事務所外設置の場合は163.46ポイントと2番目にきている。これは、先に示したように、専用電話を有している割合は福祉事務所外設置の場合の方が高かったことから、電話相談を受けやすい環境が整っていることによると考えられる。さらに専用電話の設置だけではなく、福祉事務所外設置の相談室の方が相談者にとっても電話による相談がしやすいとともに、相談員の方も電話相談に時間をかけやすい環境にあるとうかがうことができる。

また、「相談の計画・準備」が福祉事務所外設置の場合は低く、「その他の事務処理業務」が多いことも設置場所による違いとして表れていた。

⑥家庭訪問の実施(表9)

家庭相談員の家庭訪問は、福祉事務所内外ともに60%強が「単独で実施」しているが、「社会福祉主事と同行」による家庭訪問になると差がみられる。福祉事務所内設置の場合は20.9%が「社会福祉主事と同行」して家庭訪問を行っており、「単独で実施」と合わせると98%の相談室で家庭訪問を行っている。これに対し、福祉事務所外設置の場合は「社会福祉主事と同行」が9.6%で25%の相談室が家庭訪問を実施していない。これは福祉事務所内設置の場合、生活保護のケースワーカーを始め、その他の福祉事務所内の周辺職員と一緒に行動する機会が多いとともに、社会福祉主事が常駐しているために、同行による家庭訪問が実施しやすいためと考えられる。

⑦力を入れて取り組んでいる分野(表10)

近年、力を入れて取り組んでいる分野については、全体的な傾向として、福祉事務所内設置の場合はすべての問題を幅広く扱う傾向がみられるが、福祉事務所外設置の家庭児童相談室は圧倒的に「家族・親子関係」を挙げる割合が高く、44.2%であった。福祉事務所内の相談室の場合は「虐待・放任・放置」が22.0%で最も高いが、その他の項目にも分散する傾向を示していた。

⑧家庭児童相談室のあるべき設置形態・設置主体(表11)

家庭児童相談室の今後のあるべき設置形態では、福祉事務所内設置では60%近くが「福祉事務所内設置を継続」と回答しているのに対し、福祉事務所外設置は「独立の機関・現行設置主体」と「福祉事務所以外の機関に設置」を合わせて約40%にのぼっていた。また、「設置形態は問わずに区市町村に設置」については30.8%が支持しており、現状の福祉事務所以外の設置での活動に対して肯定的な評価をしていることが示された。

⑨相談件数割合(表12)

相談延件数の割合を設置の場所別にみると、福祉事務所外設置の場合は「性格・生活・習慣」、「登校拒否」等の分野での相談件数割合が福祉事務所内設置の相談

室よりも高く、反対に福祉事務所内の場合は「心身障害」や「環境福祉」といった生活保護事務等福祉事務所の他担当との連携を要する内容のものが多くという特徴がみられた。

(2)事例～A 家庭児童相談室の運営の実際～

次に福祉事務所外設置の市家庭児童相談室の運営の実際について、A 家庭児童相談室の場合をみてみることにする。

①相談室の概要・運営体制について

育児支援センターに設置されている A 家庭児童相談室は、平成 6 年に廃園保育所を利用して設置された育児支援センターに併設された。名称も「子育て相談室」と改称し、育児支援センターの一部門として整理された。育児支援センターには、幼児と保護者の遊び場が併設されており、主に家庭で養育している親子の集いの場となっている。そのため、事務室は親子の遊び場と兼用しているが、専用電話及び専用の相談室を有している。そのほか、家族療法やグループワーク等の専門的トリートメントを行うスペースも確保されており、相談所としての施設整備が充実している。

職員は所長の他、常勤相談員 1 名、非常勤相談員 1 名で運営されている。

相談室の開設は週 5 日で、午前 9 時から 17 時までとなっており、家庭相談員の勤務時間と同じである。2 名の相談員が地域分担で担当している。電話予約での来所を原則としているが、飛び込みの相談者も受け付けている。2 名の相談員が午前・午後にそれぞれ 2 ケースぐらいが通常の相談業務である。しかし、電話相談の件数が多い日は、終日を電話相談で過ごす場合もある。事務や記録などを業務時間内で処理することは難しいため、自宅での持ち帰り作業となっているとこのことであった。

定期的なケースカンファレンスは行っていないが、できるだけ相談員同士でケースについて話し合うことで対応や意識の共通化を図っている。また、市より臨床心理士が月 2 回派遣されるシステムであるので、困難ケースなどは臨床心理士とともに対応する体制をとっている。

②相談業務について

この市では障害相談については児童福祉課が直接対応することにされたこともあり、家庭児童相談室では、障害以外の相談が中心となっている。また、家庭児童相談室の名称を「子育て相談室」としたことによ

り、家庭児童相談室の存在が住民に身近になったというメリットがある反面、併設施設が育児支援センターであるため、「乳幼児の子育て相談」のイメージが強く、市役所内に設置されていた頃に比べ、相談内容に偏りが出てきている。また、市役所内の時は市役所に他の目的で来たついでに情報収集などを兼ねて相談室にも立ち寄りといった利用者が多かったが、移転後は、相談が目的となった来所が多く、内容も深刻なものが増加しているとの変化も感じている。

相談内容として多いのは「不登校」や「育児不安」等の問題で「虐待相談」は近年やや増加傾向にある。また、月 1 回の講演会や不登校の子どものためのグループワークを開催するなど、相談のフォローアップ活動も積極的に実施している。

③運営全体について

他機関との連携は緊密であると自己評価している。最も連携・協力体制を組んでいるのは中央児童相談所であるが、そのほかに保健所、学校、主任児童委員、保育所保育士等多様である。また、当相談室の特徴として、親子の遊び場の保育士から照会されるケースがあり、問題が深刻化する前にアクセスできるという利点が挙げられる。

不登校などの学校関係の問題は教育委員会に知られたくないという親が多く、その場合の連携機関をどこにすべきかの問題を抱えているが、基本的に（教育的な指導ではなく）福祉的なアプローチを大事にし、地域相談の場となるよう努力している家庭児童相談室への信頼は厚く、その活動は概ね順調であると評価している。

育児支援センターの一部門として支援サービスを展開しており、親子の遊び場との連携を行いながら乳幼児の相談を中心とする等、特色ある運営を展開することができるのは、福祉事務所外に設置された家庭児童相談室の特徴であると考えられた。

2.設置主体別家庭児童相談室の特徴

(1)実態調査の結果から

紀要第 34 集では、設置主体別に相談室の運営実態に違いがあるかに着目しながら、各質問項目について結果の報告及び考察を行った。ここでは、昨年度の実態調査結果をもとに、設置主体別の特徴として捉えることができる主な事項を、相違点に着目しながらピックアップし整理をおこなった（表 13）。項目によって

は設置主体別に特徴として挙げるに適切な相違点がなく、同傾向を示したのもあったが、表 13 にみるとおり、相談員の専門性、勤務体制、相談内容等運営関連については概ね違いがみられた。各項目の相違点が何によるものであるのか、またそれらの因果関係等の分析については、今回の調査だけでは明らかにすることはできないが、「家庭児童相談室」という名称を掲げた機関であっても、設置主体によって運営・活動の実態が多様であるということが考えられる。

(2)事例～設置主体別家庭児童相談室の運営の実際

① B 家庭児童相談室（都道府県）

ア. 相談室の概要・運営体制について

B 家庭児童相談室は、千葉県社会部児童家庭課の B 支庁社会福祉課社会係に属し、管轄は 4 町 2 村である。担当社会福祉主事 1 名と非常勤の相談員 2 名が業務を担当している。

開設は週 5 日で午前 9 時から午後 5 時まで（昼休み 12 時から 13 時までの 1 時間）である。非常勤の相談員が週 4 日ずつ出勤しているため、2 名体制の日が 3 日はある。社会福祉主事は相談室の運営に関わる法的・制度的支援を担当しており、相談業務は相談員中心に実施している。2 名の相談員は地区受け持ち制によって相談活動を展開している。

相談員のバックグラウンドをみると、1 名は教諭経験者であるが、もう 1 名は特に資格を有してはいない。

イ. 相談業務について

相談は新規ケースと継続ケースの割合は 6 : 4 くらいで、やや新規ケースの方が多。1 か月の実相談件数は 15 件程度。相談業務を行っていない時間は関係機関との調整に費やしており、その割合も決して少なくはない。市町村役場からの照会によるケースが多く、また学校からの相談も多い。ケースによっては、庁内の保護係や民生委員との話し合いをもちながら進めているとのことであった。

平成 3 年から家庭相談員と教育委員会の相談員との連携会議「教育相談担当者研究協議会」をもっており、相談員の教員経験がネットワークの形成に活かされている。また、不登校児の居場所の問題をはじめとして、地域に相談の受け皿がない問題に対応する第 1 次的なアクセス先として家庭児童相談室が捉えられていると自己分析している。電話による相談も、直接の場合のほか、最近では社会福祉協議会の「心配ごと相談」から

の照会が増えている。

ウ. 運営全体について

児童相談所との定期的な会議などはなく、スーパービジョンもないが、常に連携をとって活動している。地域の児童福祉施設との連携・協力はほとんどないが、町村が実施している民生・児童委員の「子ども相談」には定期的に参加し、地域との関係づくりに努めている。当相談室の特徴として、教育関係機関との連携を積極的に行っているという点が挙げられるが、「教育相談担当者研究協議会」を通して、不登校などの学校絡みの相談に迅速に対応できる体制を整備しようという姿勢が強うかがわれた。

県設置の相談室の場合、相談過程に町村役場が介入することが多いため、地域の身近な相談機関としての自覚が薄く、各機関との調整業務・照会業務を期待されている部分が強調される傾向があるようである。町村役場の担当者の専門性の高さによって、家庭児童相談室との関わり方、照会先等が変わってくると予想されることから、町村担当サイドとの意思疎通をいかに徹底させるかがポイントであることと考えられる。

② C 家庭児童相談室（政令指定都市）

ア. 相談室の概要・運営体制について

政令指定都市 C では政令指定都市になったのを契機に、6 か所の福祉事務所にそれぞれ家庭児童相談室が設置された。家庭児童相談室は福祉係（生活保護を除く福祉 5 法及び各種手当担当）の下に位置し、職員は社会福祉主事 1 名、非常勤の家庭相談員 1 名である。非常勤相談員は、精神科の PSW、県児童相談所、市児童相談所の電話相談員を経ており、相談援助に関してはキャリアを有している。勤務は週 4 日の午前 9 時から 16 時 30 分までで開設時間も非常勤相談員の勤務時間に合わせている。相談の受付終了は 16 : 00 までとしているが、緊急の場合は時間外でも受け付けている。

社会福祉主事は主に法的・制度的支援を担当し、家庭相談員が相談援助業務とそれに関係する事務事項を行っている。生活保護に関わる相談が多いので、生活保護ケースワーカーと一緒に同行訪問等を行うことが多いということであった。

専用事務室はなく専用機のみで、福祉事務所に所属するその他の非常勤職員と一緒に机を並べている。また、専用電話もなく内線電話を使用している。そのため、利用者からの電話も、福祉事務所経由で相談員に

つながれることになる。福祉事務所の中にあるため家庭児童相談室の看板はなく、カウンターの隅にネームプレートで表示されているだけであった。専用の面接室はなく、母子相談員、婦人相談員と兼用で使用している部屋で相談を受けている。

イ. 相談業務について

生活保護に絡んだ養護相談が多い。これは児童相談所、教育センター、医療機関の相談所などと近接しており、その他の相談はそれぞれのところにアクセスしているためと考えられている。そのため、生活保護のケースワーカーと同行で活動することが多く、家庭訪問などもともに行い、生活保護のケース会議にも出席している。

そのほか、不登校に関する相談もあるが、相談員1名での対応であるため、関連機関への照会を含め、一人で抱え込むことがないように配慮している。また、中学生児童からの電話相談などもあり、教育センターの相談では言いにくい異性関係の問題等を受けることも多いという。

新規の来所は1か月に5~6件程度、電話による相談は5件程度である。家庭児童相談室単独で受理したケースに関するケース会議は特に行われず、スーパーバイザーもいない。

生活保護に係る場合は福祉事務所のケースワーカーと協力し、その他のケースはじっくり話を聞いた後、他機関に照会することが多く、相談の振り分け機関としての側面が強いとの自己評価であった。市児童相談所との連携が最も多いが、先方から照会されてくるケースのほとんどは生活保護、児童扶養手当などに関するものである。

ウ. 運営全体について

現在は福祉事務所の中にある相談所としての性格が強くており、児童の視点からの相談よりも生活への金銭給付に関する視点からの相談が多いと感じている。また、児童相談所のケースワーカーは若い男性が多いこともあり、子育て経験があり、かつ専門知識を有する女性相談員の特性を求める相談者がいるとのことであった。

しかし、現状では相談員が1名であり、体制的にも施設環境的にもじっくり話を聞くことが福祉事務所の中にあって継続しにくいいため、相談員の増員と相談のための環境整備が必要であろう。福祉事務所にあることは、マイナスの面ばかりではなく、法的・制度的な

対応には迅速であるという点からは評価できるが、相談体制を十分にすることができるとどうか問題と考えられる。

③ D 家庭児童相談室 (市)

7. 相談室の概要・運営体制について

平成9年の機構改革により保健福祉部が法律上の福祉事務所となり、家庭児童相談室も保健福祉部児童家庭課母子措置係に所属し、市役所内に設置された。職員は社会福祉主事1名(母子措置係長が兼務)、非常勤家庭相談員2名。2名とも教員経験ありで、うち1名は主任児童委員も兼ねている。

開設時間は相談員の勤務時間と同じく、午前10時から16時まで、2名の相談員が週3日ずつ勤務し、月曜日のみ2名勤務体制をとっている。社会福祉主事は法的・制度的な支援、保育所入所事務等の手続き関係業務が多く、相談業務に積極的に関わることができないのが現状である。専用電話、専用事務室はあるが、相談室は事務室と兼用している。

イ. 相談業務について

相談は2名の相談員が主に担当している。新規の来所は概ね1か月あたり2~3件程度で継続ケースが多い。電話による相談は5~6ケース。近年は、家庭崩壊に近いケースなど深刻な問題が増加しているため、児童相談所や保健所との連携などを通して、長期間にわたって支援していくケースが多いと感じている。

困難事例の場合は、児童家庭課内でケース会議を開き、必要に応じて庁内他部署の協力を求める。特に児童相談所との連携ケースが多く、関係は良好であるものの、困難ケースの増大から、児童相談所のより積極的な対応・活動を求めている。

スーパービジョンについては、教育委員会より委嘱されているスーパーバイザーを活用している。

ウ. 運営全体について

家庭児童相談室の固有の役割として、身近な相談機関としての役割を担うとともに、崩壊家庭への継続的な支援を行っている。乳幼児の相談先については子育て支援センターがあるため、今後は関わりが少なくなるのではないかと予想している。崩壊家庭への支援を中心に青少年センターや教育相談機関と連携を強めることによって、学齢児童への統合的な支援を進めていくことができると考えている。家庭児童相談室単体で対応できる相談事項は多くはなく、周辺機関との連携

が鍵であると考えている。

IV. 考察

以上、設置形態別、設置主体別の家庭児童相談室の特徴について、実態調査の再分析及び訪問調査の結果について報告してきた。最後に、これらの結果をまとめるとともに、若干の考察を行うこととする。

1. 家庭児童相談室の設置形態について

現行制度においては、家庭児童相談室は、原則として福祉事務所に設置することとされている。今回の調査においては、福祉事務所外に設置されている家庭児童相談室は市町村の場合で 52 か所であり、全体の約 10%という結果であった。また、福祉事務所外に設置されている家庭児童相談室は、福祉事務所内に設置されている家庭児童相談室とは異なる性格を有していることが想定された。

第一に、福祉事務所外に設置された家庭児童相談室の場合は、表看板の設置に加え各種の周知活動が活発であるなど住民サイドへの働きかけがより多くみられ、住民に身近な相談機関であろうとする姿勢を汲み取ることができる。電話相談業務時間の割合の高さもこのことを示していると考えられる。

次に、相談の種類も異なる傾向がある。福祉事務所外設置の家庭児童相談室においては、「性格・生活習慣」、「登校拒否」等育成系の相談割合が相対的に高く、福祉事務所内設置の家庭児童相談室においては、「障害」や「環境福祉」等福祉事務所業務と深く関係する相談の割合が相対的に高くなっている。

今回の分析では、標本数が少ないため、福祉事務所外設置の家庭児童相談室の併設機関・施設別の集計を行っていない。したがって、併設機関・施設別の分析はできないが、これらの結果やA家庭児童相談室及びC、D家庭児童相談室の実情にみるとおり、家庭児童相談室の運営、相談援助の特徴が、併設されている機関・施設に大きく影響されていることは示唆されているといえる。

本研究の結果は家庭児童相談室の運営を考える場合、設置形態のあり方についても検討が必要であることを示している。各市町村における独自の相談援助システム構築を支援する立場に立てば、現行制度のとおり家庭児童相談室の福祉事務所設置を原則とすることは是非について、再検討することも必要と考えられる。

2. 設置主体別家庭児童相談室の特徴

次に、家庭児童相談室の設置主体別の特徴について検討を加えた結果を述べることとする。設置主体ごとの家庭児童相談室の詳細な特徴については、表 13 において示した。この結果に訪問調査の結果を加えて設置主体別の家庭児童相談室の特徴を浮き彫りにすると、表 14 のようになる。すなわち、家庭児童相談室の有り様は設置主体別にかかなりの相違があり、一般的には、都道府県においては相談に係る調整的役割が強いものに対して、指定都市・市町村では直接相談の役割が高いといえるであろう。

これらの結果は都道府県・指定都市・市町村といった各設置主体の児童福祉行政上の役割分担を反映したものと見え、家庭児童相談室をどのような機関として位置づけるかによって、設置主体そのものも再検討されなければならないことを示しているともいえるであろう。

結語

本研究においては、平成9年度に実施した家庭児童相談室の運営実態調査及び訪問調査の結果に基づき、家庭児童相談室の運営実態について、設置形態別、設置主体別にその特徴を整理・考察してきた。その結果、家庭児童相談室のあり方は設置形態や設置主体別に異なる傾向にあり、このことは、家庭児童相談室の設置・運営のあり方については、各自自治体の相談援助システム構築全体のなかで論じられる必要があることを示唆している。そして、そのことは、家庭児童相談室の設置形態及び設置主体のあり方について、各自自治体の創意工夫が生かされる制度とすべきことを示唆するものといえる。

家庭児童相談室は少ない人数で運営されているため、その設置の有り様に大きく影響される。家庭児童相談室を地域に密着した相談機関と位置づけるか、それとも相談援助の調整機関として位置づけるか、さらには、福祉事務所の一部局として狭義の児童福祉援助に携わる機関として位置づけるか、その位置づけに関する検討こそが最も求められているといえるであろう。

最後に、多忙な業務のなか、訪問調査にご協力いただき、懇切丁寧にご回答いただいた千葉県内の4か所の家庭児童相談室の方々及び煩雑な調査に真摯にご回答いただいた全国の家庭児童相談室の担当者の方々に深く謝意を表するものである。

表 14 設置主体別の家庭児童相談室の特徴

都道府県	指定都市	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務の専門性という視点からみると、必ずしも十分であるとは言えないという現状。 相談室の施設整備面も、相談活動という機密性の高さが必要とされるものとしては、不十分であるといえる。 相談員の役割分担でも、地区別に担当しているところが多く、相談員自身の認識も地域各種機関のコーディネーター的な役割意識が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門性か業務経験か少なくともどちらかを持つ担当社会福祉主事があり、専門性が高い。 相談員の任用の資格も他設置主体に比べ特徴的であり、相談援助活動の専門性の維持を視野に入れた対応をしていると考えられる。 相談員の役割分担も、「対応した人が、そのまま」の割合が高いということはそのまま継続できる専門性を持っているとも解釈できる。 電話相談業務割合の高さや、予約制を導入していることから、相談者からの直接的なアクセスが高いとともに、継続的支援を要する専門的な活動をする機関として住民サイドにも認識されていることがうかがわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の任用の資格からみると「教諭」経験者が圧倒的に多く、相談活動の形態や意識が教育的な経験に基づくものが多いようであり、その意味においても学校や教育所管との関係性が強いといえる。 他設置主体との比較においても住民との距離が近い。 地域での情報の共有化を図ることも一つの目的としている様子がある。

1) 昨年度と同様、第一位の業務：3ポイント、第二位の業務：2ポイント、第三位の業務：1ポイントという方法で1日に占める業務時間を計算

<参考文献>

- 1) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・網野武博・林茂男・新保幸男「家庭児童相談室の運営分析～家庭児童相談室の運営に関する実態調査結果報告～」『日本子ども家庭総合研究所 第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998
- 2) 柏女霊峰・新保幸男・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林茂男・網野武博「家庭児童相談室職員の執務分析」『日本子ども家庭総合研究所 第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 3) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博「児童相談所の運営分析」『日本総合愛育研究所紀要』第32集 日本子ども家庭総合研究所 1996
- 4) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本子ども家庭総合研究所 1997
- 5) 柏女霊峰・山本真実・網野武博・林茂男『児童福祉法の改正をめぐって～次なる改正に向けての試案』日本子ども家庭総合研究所 1997
- 6) 柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997
- 7) 厚生省大臣官房統計情報部編『平成9年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』厚生統計協会 1999
- 8) 厚生省大臣官房統計情報部『厚生省報告例記入要領及び審査要領(社会福祉関係)』平成8～10年度分
- 9) 柏女霊峰・山縣文治編『新しい子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房 1998
- 10) 柏女霊峰編『別冊発達23 改正児童福祉法のすべて～児童福祉法改正資料集』ミネルヴァ書房 1998

山本他：家庭児童相談室の運営分析(2)

表1 福祉事務所外に設置されている家庭児童相談室一覧(市町村設置)

面接場所
1 青少年センター内
2 社会福祉協議会
3 総合福祉センター内
4 相談室を設置(婦人相談員と一緒に)
5 乳幼児相談センター内
6 児童センター内
7 独立した相談室
8 相談室 市民相談室を兼用
9 育児支援センター
10 独立した相談室
11 独立した相談室
12 福祉会館内に独立した相談室
13 市民相談室内
14 支庁の会議室等
15 健全育成ルーム相談室と兼用
16 事務室の隣にある
17 総合会館内青少年育成相談ルーム
18 児童センター
19 市社会福祉協議会内
20 独立した相談室あり。独立した建物
21 児童センター内の一部屋
22 山の手ふれあいセンター
23 福祉センター内
24 総合福祉センター内の一室
25 少年補導センター
26 他課の相談室を利用
27 青年の家
28 総合福祉センター内の独立した事務室
29 児童センター内に独立した相談室
30 市民会館内市民相談室
31 児童センター
32 福祉センター
33 障害児童センター内
34 児童センター・教育センター内
35 市立健康福祉会館児童療育室
36 児童館内
37 市立福祉センター内
38 児童館に併設して相談室が別棟にある
39 教育相談室内の専用相談室
40 福祉センター内
41 西条市少年育成センター
42 別棟の相談室内
43 少年育成センター
44 社会福祉会館内
45 独立した相談室
46 社協内別室
47 市社会福祉協議会
48 独立した相談室
49 社会教育課内の独立した相談室

表2 設置場所によるクロス集計結果

問	質問項目	設置場所別クロス(全体)	設置場所別クロス(市町村のみ)
8	相談室長にあたる職員	***	***
9	担当社会福祉主事の職務上の位置づけ	*	
12	住民に対する周知活動	*	**
13	専用待合室の有無	***	***
14	専用電話の有無	***	***
16	土曜日の開設	***	***
18	定例会議の実施	***	*
22	家庭相談員同士の役割分担	***	
23	業務時間	***	*
24	家庭訪問の実施	*	**
29	力を入れて取り組んでいる分野	***	***
	家児相のあるべき設置形態・設置主体	***	***

* < 0.05 ** < 0.01 *** < 0.001

表3 相談室長にあたる職員

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	専任の相談室長があたる	福祉事務所長が兼ねる	課長または係長が兼ねる	担当社会福祉主事が兼ねる	家庭相談員があたる	特にそういう人はいない	その他	不明
福祉事務所内	440	2	110	144	2	35	142	2	3
	100.0	0.5	25.0	32.7	0.5	8.0	32.3	0.5	0.7
福祉事務所外	52	2	10	7	1	10	19	2	1
	100.0	3.8	19.2	13.5	1.9	19.2	36.5	3.8	1.9
合計	492	4	120	151	3	45	161	4	4
	100.0	0.8	24.4	30.7	0.6	9.1	32.7	0.8	0.8

P<0.001

表4 周知活動

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	表看板の設置	パンフレットの作成・配布	広報などへの宣伝の掲載	保育所、保健所等への定期的な訪問	特別相談活動の実施	その他	特にはおこなっていない	不明
福祉事務所内	440	38	207	323	130	158	58	7	7
	100.0	8.6	47.0	73.4	29.5	35.9	13.2	1.6	1.6
福祉事務所外	52	13	20	45	13	23	15	-	-
	100.0	25.0	38.5	86.5	25.0	44.2	28.8	-	-
合計	492	51	227	368	143	181	73	7	7
	100.0	10.4	46.1	74.8	29.1	36.8	14.8	1.4	1.4

P<0.01

表5 専用待合室

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	あり	福祉事務所との併用	なし	不明
福祉事務所内	440	53	240	147	-
	100.0	12.0	54.5	33.4	-
福祉事務所外	52	23	1	28	-
	100.0	44.2	1.9	53.8	-
合計	492	76	241	175	-
	100.0	15.4	49.0	35.6	-

P<0.001

表6 専用電話

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	あり	福祉事務所との併用	なし	不明
福祉事務所内	440	178	224	31	2
	100.0	40.5	50.9	7.0	0.5
福祉事務所外	52	43	2	7	-
	100.0	82.7	3.8	13.5	-
合計	492	221	226	38	2
	100.0	44.9	45.9	7.7	0.4

P<0.001

表7 土曜日の開設

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	している	していない	不明
福祉事務所内	440	5	432	3
	100.0	1.1	98.2	0.7
福祉事務所外	52	11	40	1
	100.0	21.2	76.9	1.9
合計	492	16	472	4
	100.0	3.3	95.9	0.8

P<0.001

表8 業務時間(ポイント計算)

(1) 市町村 合計 (n=492)

	相談・面接	相談の記録作成	電話相談	協議・会議、事務連絡	相談の計画・準備	その他の事務処理業務
1位	266	59	74	22	33	34
①(1位×3)	798	177	222	66	99	102
2位	130	129	132	52	29	14
②(2位×2)	260	258	264	104	58	28
3位	90	288	97	121	96	102
③(3位×1)	90	288	97	121	96	102
①+②+③	1117	625	543	244	203	186
平均(/492)	227.03	127.03	110.37	49.59	41.26	37.80

山本他：家庭児童相談室の運営分析(2)

(2) 市町村 福祉事務所内 (n=440)

	相談・面接	相談の記録作成	電話相談	協議・会議、事務連絡	相談の計画・準備	その他の事務処理業務
1位	242	53	59	21	31	31
①(1位×3)	726	159	177	63	93	93
2位	112	122	115	48	28	10
②(2位×2)	224	244	230	96	56	20
3位	52	168	51	66	43	52
③(3位×1)	52	168	51	66	43	52
①+②+③	1002	571	458	225	192	165
平均(7440)	227.73	129.77	104.09	51.14	43.64	37.50

(3) 市町村 福祉事務所外 (n=52)

	相談・面接	相談の記録作成	電話相談	協議・会議、事務連絡	相談の計画・準備	その他の事務処理業務
1位	24	6	15	1	2	3
①(1位×3)	72	18	45	3	6	9
2位	18	7	17	4	1	4
②(2位×2)	36	14	34	8	2	8
3位	7	22	6	8	3	4
③(3位×1)	7	22	6	8	3	4
①+②+③	115	54	85	19	11	21
平均(752)	221.15	103.85	163.46	36.54	21.15	40.38

P<0.05

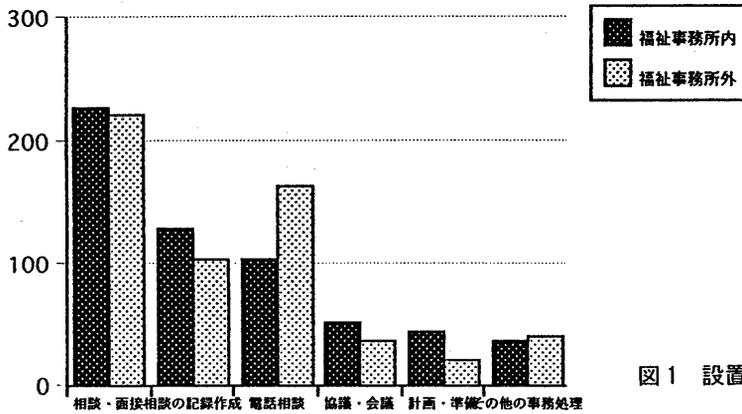


図1 設置形態別業務時間 (市町村)

表9 家庭訪問

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	単独で実施	社会福祉主事と同行	実施していない	同行あり	不明
福祉事務所内	440	298	92	45	3	2
	100.0	67.7	20.9	10.2	0.7	0.5
福祉事務所外	52	33	5	13	-	1
	100.0	63.5	9.6	25.0	-	1.9
合計	492	331	97	58	3	3
	100.0	67.3	19.7	11.8	0.6	0.6

P<0.01

表10 力を入れて取り組んでいる分野

(上段：ヶ所、下段：%)

	全体	養護	保健	身体障害	精神障害	心理・行動上の問題	いじめ・非行・家庭内暴力	子育て支援	生活環境	虐待・放任・放置	家族・親子関係	その他	ない
福祉事務所内	440	32	1	4	21	78	17	57	19	97	80	9	12
	100.0	7.3	0.2	0.9	4.8	17.7	3.9	13.0	4.3	22.0	18.2	2.0	2.7
福祉事務所外	52	-	-	-	-	11	6	7	-	4	23	-	1
	100.0	-	-	-	-	21.2	11.5	13.5	-	7.7	44.2	-	1.9
合計	492	32	1	4	21	89	23	64	19	101	103	9	13
	100.0	6.5	0.2	0.8	4.3	18.1	4.7	13.0	3.9	20.5	20.9	1.8	2.6

P<0.001

表11 あるべき設置形態・設置主体 (上段：ヶ所、下段：%)

	全体	福祉事務所 所内設置 を継続	独立の機 関/現行の 設置主体	福祉事務 所以外の 機関にも 設置	設置形態 は問わず 区市町村 に設置	不明
福祉事務所内	440	259	50	58	63	10
	100.0	58.9	11.4	13.2	14.3	2.3
福祉事務所外	52	15	12	9	16	-
	100.0	28.8	23.1	17.3	30.8	-
合計	492	274	62	67	79	10
	100.0	55.7	12.6	13.6	16.1	2.0

P<0.001

表12 相談延件数割合 (%)

	福祉事務 所内	福祉事務 所外	全体
性格・生活・習慣	9.0	15.0	9.7
知能・言語	16.7	16.3	16.6
人間関係	2.5	3.1	2.6
登校拒否	12.3	24.7	13.6
その他	3.4	6.1	3.7
非行	3.3	3.7	3.4
家族関係	10.9	10.5	10.9
環境福祉	20.9	6.1	19.3
心身障害	12.1	6.9	11.5
その他	8.9	7.5	8.7
虐待(再掲)	3.7	2.5	3.5
合計	100.0	100.0	100.0

P < 0.001